

人の尊さをまもる

1. 男女共同参画による共生社会づくり

- (1) 男女共同参画による政令市づくりを行うため、男女の自立と平等の視点に立った啓発教育を推進すること。また、学校教育の中でも男女平等教育の推進を図るための具体的な施策を行うこと。
- (2) パワハラ・セクハラ・マタハラ・性暴力等に対しては、関係機関・関係セクション（局・部・課等）が連携し、相談しやすい体制整備に向けた検証と見直しを図ること。また、現在、運営している民間シェルターや民間が行っている自立支援策に対して、行政支援として全面的な業務委託や財政支援の強化を行うとともに、その広報に努めること。

2. 自治体の人権保障団体として確立する

- (1) 市民と直接対応する職員の資質向上に向け、公務員の人権意識を高めるための職員研修の充実を図ること。
- (2) あらゆる差別の撤廃を定めた「人権基本条例」を制定すること。
- (3) 諸疾病や性同一性障がい者等に対する差別や偏見の撤廃に向け、正しい知識の普及・啓発事業を行うこと。